

民法改正論点の検討

～消滅時効制度その２～

平成27年11月25日

弁護士法人ほくと総合法律事務所
弁護士 平岡 弘次
弁護士 井田 大輔

第1 はじめに

平成27年2月10日開催の民法（債権関係）部会第99回会議において、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定され、同年3月31日に民法の一部を改正する法律案（以下、「改正民法」という。）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下、「整備法」という。）が第189回通常国会に提出された。今改正民法及び整備法は、当初、第189回通常国会での審議が予定されていたものの、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等のいわゆる安全保障関連法案の審議等の関係で、審議未了のまま、第189回通常国会が閉会となり、その成立が見送られることとなった。もっとも、改正民法及び整備法が、今秋以降の国会に改めて提出され、国会での審議を経て、改正民法及び整備法が成立した場合には、その成立後、一定の周知期間を経て、取引実務に改正民法の定めが適用されることとなる。

そこで、今回は、改正民法の定めのうち、消滅時効制度の改正を中心に主要な改正点である、協議を行う旨の合意による時効完成猶予の制度を中心に、改正の内容、注意点等について説明する。

第2 協議を行う旨の合意による時効完成猶予の制度について

【改正民法の条文】

民法第151条 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

1 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は完成しない。

一 その合意があった時から1年を経過した時

二 その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時

三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、通知

の時から6箇月を経過した時

- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有するものとする。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。
- 3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。
- 4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。
- 5 前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。

1 本制度の意義

現行法においては、当事者間で権利に関する協議の合意をすることによって時効の完成を阻止する方法は特に規定されていない。そのため、当事者間において権利をめぐる争いを自発的に解決するために協議を継続していても、時効の完成が間際となった場合には、その完成を阻止するためだけに時効中断の措置をとらざるを得ないという問題（※）がある。しかし、協議の継続中は、権利者が時効中断の措置をとらないことをもって権利行使を怠っているとはいえず、義務者の側にも、権利者が強硬な手段に出ることはないだろうという期待があるといえる。そこで、協議の継続中は、時効の停止の効力が生じ、権利者が時効完成を阻止するためだけに時効中断の措置をとることを回避できるようにする必要があると考えられる。

仮に協議の合意に時効の完成を猶予する効力を認めたとしても、協議の継続中は当事者が証拠の保全に努めるのが通常であるから、これによって事実の曖昧化が生ずるおそれは少ない。また、現行法上、義務の履行を請求する意思の通知にすぎない催告（民法第153条）に時効完成を停止する効力が認められているが、協議の合意にも権利者の義務者に対する権利行使の意思が現れているといえる。そこで、権利に関する協議の合意にも時効の完成を停止する効力を認めるべきであると考えられたことによる改正である。（法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議部会資料69A・21～22頁）。

※これまで、消滅時効の期間を延長するなど消滅時効の完成を困難ならしめる合意は、消滅時効が公益上の制度であり、債権者が優位な立場を利用して債務者に不利な合意を定めるという不都合が生じることから、無効であると考えられてきた（川島武宜編『注釈民法（5）』56頁〔川井健〕（有斐閣、昭42））。

2 本制度の利用を検討する場面

(1) 本制度が機能する場面の一般論

債務者側が債務の存在を認めている場合には、端的に書面で債務承認をしてもらえば足りるため、本制度を利用するのは、債務の存在・金額について争いがあるため、債務承認ができない場合であると考えられる。そこで具体的にどのような事案で本制度を利用することが考えられるか検討する。

(2) 金融機関からの貸付・保証

例えば、個人事業主の主債務者が金銭消費貸借契約書について、自分で署名押印したものではないと契約の成立を否認しており、他方、連帯保証人は保証債務を認めており、協議を続けている間に主債務についての消滅時効期間が経過しようとしている。民法改正前は、このようなケースでは、主債務者から債務承認を取れない場合、訴訟提起などによって消滅時効の中断をしてきたと思われる。今後は、これら以外の選択として、主債務者との間で権利に関する協議の合意をするという選択肢ができた。債務者側にとっても、訴訟を提起されるよりは、本制度を利用することにメリットがあるケースもある。

(3) 消費者金融からの借入れ

また、過払い金が発生する可能性がある一方で調査になお時間を要する場合で、相手方からの訴訟提起（引いては敗訴した場合の給与差押えなど）を回避するような場合には利用を検討してよいと考えられるが、消滅時効の完成を待つような戦略を取る場合には、このような制度を利用することにメリットが認められないことに注意する必要がある。

(4) 不法行為・債務不履行事案

不法行為・債務不履行による損害を受けた被害者と損害の発生・金額が確定しないため、示談交渉を継続する一方、消滅時効期間が経過してしまう可能性がある場合には、債権者側はもちろん、債務者側としても債権者保護の観点から本制度を利用することが考えられる。特に近年問題となっている原発事故などのケースでは、積極的に本制度の利用が検討されて良いと考えられる。

(5) 遺産分割事案

遺産分割の協議継続中に、例えば遺産を構成する不動産の賃料の全部を一部の相続人が独占しているような場合に他の相続人が当該相続人に対して有する不当利得返還請求権の消滅時効の完成を阻止するような場合も利用が検討されて良いと考えられる。

3 本制度を利用する際の注意点

Q1 合意書で、協議期間を2年、3年あるいは10年と定めれば、合意した協議期間の間、消滅時効は完成しないか

A 改正民法の規定を見る限り、151条1項1号～3号のいずれか早い時までの間は時効が完成しないとしているため、合意書で、協議期間を2年、3年あるいは10年と定めても、151条1項1号の規定により時効完成猶予の効力が生じるのは合意があった時から1年のみであり、同条2項の定めによれば、協議を行う旨の書面による合意を繰り返し行った場合でも時効の完成猶予の効力は5年を越えては生じないと考えられる。さらに、当事者間の合意として、

そのような合意に時効の完成を阻止する効力が認められるかという点は、別途問題になるが、時効の完成を困難にする合意として無効になる可能性が高いと解される。

この点は、債権者が優位な立場を利用して債務者に長期間の協議の合意をさせ、その後全く協議を行わないという状態が継続することを防止するためには、完成猶予の期間を1年と限定するのが適切であると考えられることによる。他方、当事者間で実際に協議が継続していれば、新たな協議の合意をすることは容易であることから、当事者が1年よりも長期の協議の合意をした場合に、完成猶予の期間を1年としても、当事者に特段不都合はないと考えられる。もっとも改めて検討してみると、当事者が一定の期間を定めた協議の合意をし、かつ、その期間が1年未満である場合については、当事者が合意した協議の期間を完成猶予の期間としても特段弊害はなく、完成猶予の期間をあえて1年に伸張する必要性はないと考えられるとされている（法制審議会民法（債権関係）部会第96回会議部会資料83-2・6頁）ことからすれば、権利についての協議に基づく時効猶予の期間を1年より長期にすることはできないと考えられる。なお、時効猶予と切り離して権利についての協議そのものを2年、3年継続すると書面で定めること自体は有効と考えられる。

- Q2 協議による合意を繰り返すことで、時効期間の完成を先延ばしにすることができるか
- A 改正民法151条2項ただし書の規定により、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えて時効期間の完成を先延ばしすることは困難となる。
- Q3 現行民法の下で同様の合意をすることができるか
- A 1の本制度の意義からすれば、合意をしても、時効中断や停止の効力は生じないと考えられる。
- Q4 本制度を利用して協議を継続していた場合、遅延損害金は発生しないのか
- A 一般には、時効期間が進行しているということは履行期が到来しており履行遅滞となっているため、遅延損害金（約定利率又は法定利率）が発生していると考えられる。
- Q5 時効完成の2日前に時効完成間際であることに気付いて、催告による6ヶ月の時効完成猶予を受けるために、直ちに、債務者に対して、債務の全額を支払うよう書面で請求した【1】。その1か月後に本制度を利用することはできるか
- A 151条3項前段の定めによれば、本制度の利用はできないと解される。

4 権利についての協議を行う旨の合意を書面で定める際の検討事項

権利についての協議を行う旨の合意を書面で行うこととされているが、どのような方式によるべきかは改正民法に定めがないため、解釈により決まることになる。

そのため、以下のような事項について留意が必要と考えられる。

- (1) 債務者自らが署名押印した場合はもちろん、他人が署名押印した場合でも、有効な代理権を与えられた代理人によるものである場合や、書面の内容を認識した上で使用者によるもので

¹ 時効完成の2日前に請求書を内容証明郵便（速達）及び特定記録郵便（速達）で発送し、いずれも翌日到達したものとす。

ある場合には、有効と考える良いと思われる。

- (2) 債務者からの差し入れ書方式でも有効と考える良いかについては、有効性に問題があると考えられる。本制度の趣旨として協議の合意にも権利者の義務者に対する権利行使の意思が現れているといえることが消滅時効の完成猶予を認める一つの根拠とされているところ、債務者からの差し入れ書だけでは、かかる権利行使の意思が現れているかという問題が残るためである。したがって、債権者と債務者の合意書の形式によるのが望ましいと考えられる【2】。
- (3) 協議対象の権利を他の権利との異同を識別できる程度に特定しておくことが重要と考えられる（本制度を利用するための要件と考えられる）。
- (4) 協議を行うだけであり、債務承認を意味しないことを明記しておくことが、後で、債務承認したなどの無用な紛争を回避する上で望ましいと考えられる。
- (5) 権利についての協議期間を1年と定めた場合に1年が到来する時に再度権利についての協議を行う（継続する）旨の書面による合意をする必要があるかも問題となるが、「前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有するものとする。」という条文（151条2項）の規定によれば、再度の協議を行う旨の合意も書面によらなければならない【3】。
- (6) 協議期間（1年とする）の満了後の取扱いについて、「一方から協議拒絶の通知がない限り、当然さらに1年の期間協議を継続する旨書面で合意したものとみなす」と定めることは有効だろうか。あるいは、「一方から協議継続の通知があれば、さらに1年の期間協議を継続する旨書面で合意したものとみなす」と定めることは有効だろうか。当初の書面において上記のような定めをしても、「時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意」（151条2項）には該当せず、改めて書面により再度の協議を行う旨の合意を行わない限り、再度の合意による時効の完成猶予の効力は生じないと考えられる。
- (7) 協議続行の拒絶通知を行う権利を放棄させる旨の合意を締結した場合、かかる合意が有効となるかは、時効制度が元々公序にかかわる規定であり、消滅時効の完成を相対的に困難にする意味合いがあるため、無効となる可能性があると考えられる。他方、協議続行の拒絶通知をした時から3か月間は時効の完成を猶予するなど6か月の期間を短縮するような合意については、消滅時効の完成を容易にする合意であるため、有効性が認められる可能性があると考えられる（川島武宜編『注釈民法（5）』56頁〔川井健〕（有斐閣、昭42））。
- (8) 権利についての協議を行う旨の合意の効力が当然に失われる事由（例えば、相手方が失踪した場合などには、本合意の効力が失われる旨）を定めておくかどうかは検討事項である。一定の事由により本合意の効力が当然に失われるような定めをおき当該事由が発生した

² 民法446条2項で保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じないとされている。ここでいう「書面」には、差入方式も含まれると解されている。その趣旨は、片面的に義務を負うことになる保証人を保護するため、保証意思が外部にも明らかになっている場合に限り契約としての拘束力を認める点にあるところ、保証人の保証意思がその書面上に示されている限り、契約を無効とするまでの必要性は必ずしもないと考えられていることによる（吉田徹ほか「保証制度の見直し等に関する民法改正の概要（中）」金融法務事情1729号48頁参照。）。したがって、権利についての協議を行う旨の合意に書面を要求する趣旨とは異なるため、別途、検討する必要がある。

³ 法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議議事録23頁合田関係官の発言を参照。

場合、合意の効力が失われるため時効完成猶予の効力が直ちに失われるのか、それとも合意自体は成立しているため151条1項により合意があったときから1年後までは時効の完成が猶予されるのかは、規定上明らかではなく、消滅時効が知らない間に完成してしまうリスクがある。このような事態を避けるためにも、債権者としては、権利についての協議を行う旨の合意の効力が失われる事由を定めるべきではないと考えられる。

- (9) 協議期間満了までの当事者の協議をふまえても債務の存否・数額が確定せず、協議の続行が困難な場合に、協議期間が経過して直ちに消滅時効が完成するということ避けるために、続行拒絶通知を行うことにより6箇月の時効完成猶予を受けることはできるだろうか。151条1項には「いずれか早い時までの間は、時効は完成しない」と規定されており、続行拒絶通知を行ったとしても協議期間満了が早く到来するので、続行拒絶通知を行うことにより協議期間満了以降に時効完成猶予を延ばすことはできないと考えられる。
- (10) Eメールで協議を行う旨の合意をした場合でも、改正民法151条4項の電磁的記録に該当するため、本制度を利用することが可能である。

5 本制度の限界

- (1) 債務者が行方不明・債務者の特定ができない場合

債務者との協議ができない以上、制度が利用できない。したがって、訴訟の提起等、他の手段による消滅時効の完成猶予、更新の措置を検討する必要がある。

- (2) 主債務の消滅時効の完成が迫っている状況で主債務者が行方不明であり、保証人に対し保証債務の履行を求める場合

主債務の消滅時効が完成してしまうと、保証人が主債務の消滅時効を援用した場合、付従性により保証債務も消滅してしまうことになる。このような場合に、主債務の消滅時効の完成を阻止するためには、改正民法では、主債務者に訴訟の提起等を進めるほかないと考えられる【4】(連帯保証人と本制度に沿った合意をしても主債務について消滅時効の完成を猶予する効果はない)。

また、改正民法457条1項は、改正民法151条を特に排除せず、時効の完成猶予及び更新は、保証人に対してもその効力を生ずると定めているため、保証人が行方不明になったが、主債務者とは協議できる場合には、主債務者と本制度に沿った合意を締結することで保証債務についての消滅時効の完成を阻止できると考えられる。

6 時効の完成猶予と更新

改正民法では、時効の中断を更新、停止を完成猶予と呼び替えることとしているため、ここで、時効の完成猶予と更新について以下のとおりまとめた。下線部が実質的な改正点である。

【時効の完成猶予と更新の一覧】

事由	時効の完成猶予	時効の更新	新たな時効の進行が始まる時
----	---------	-------	---------------

⁴ 改正民法458条が準用する改正民法434条が、「請求」を絶対的効力事由から相対的効力事由に変更していることを前提として記述している。

	(時効の完成阻止)	(新たな時効の進行)	新たな時効期間
裁判上の請求	○ (※1)	○	・裁判が確定した時 ・10年
支払督促の申立て	○ (※1)	○	・支払督促が確定した時 ・10年
和解又は調停の申立て	○ (※1)	○	・和解・調停が成立した時 ・10年
破産手続参加等	○ (※1)	○	・権利の確定に至り、 手続が終了又は再生計画・更生計画認可決定が確定した時 (※3) ・10年
差押え等	○ (※2)	○	・手続終了の時(※3) ・元々の時効期間
仮差押え、仮処分	○	×	—
承認	—	○	・承認の時 ・元々の時効期間
催告	○	×	—
天災等	○	×	—
権利についての協議	○	×	—

※1 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

※2 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

※3 ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによって、その事由が終了した場合には、この限りでない。

7 経過規定の問題

【改正民法附則の内容】

以下は、民法の一部を改正する法律案の附則である。

附則第10条3項

新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

改正民法の時効に関する規定のうち、時効の更新又は完成猶予に関する規定については、基本的には、施行日以後に更新又は完成猶予の事由が生じた場合（例えば施行日以後に訴えが提起された場合や権利についての協議を行う旨の合意がされた場合）について適用し、施行日前に時効の更新又は完成猶予（中断又は停止）の事由が生じた場合についてはなお従前の例によることとした。施行日前に時効の更新又は完成猶予（中断又は停止）の事由が生じた場合について改正民法の規定を適用すると、当事者の予測可能性を害する結果となること等によるものである（法制審議会民法（債権関係）部会第97回会議部会資料85・2頁）。

第2 その他の改正事項

1 仮差押え・仮処分の効力

【改正民法の内容】

（仮差押え等による時効の完成猶予）

第149条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 一 仮差押え
- 二 仮処分

新たにその進行を始める旨の規定がないため、仮差押え・仮処分がなされた場合、仮差押え・仮処分が終了した時から6か月を経過するまでの間は、消滅時効の完成が猶予されているに留まる。そのため、消滅時効の更新をするためには、訴訟提起等のより強力な措置を取る必要がある。

このような改正がなされた趣旨は、仮差押え・仮処分は、あくまで暫定的な措置に過ぎないため、訴訟等の他の消滅時効の更新の効力を生ずる制度より効力としては弱いものとすべきという考えによる（民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明81頁）。

2 定期金についての消滅時効

【改正民法の内容】

（定期金債権の消滅時効）

第168条 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
 - 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる

定期金債権の典型例は、マンション管理組合が組合員である区分所有者に対して有する管理費及び特別修繕費に係る債権や年金債権などである。

現在の民法第168条第1項前段の規律のうち、その時効期間を10年間に改めるものである。時効期間については、定期金債権が通常の債権と異なり、支分権を発生させつつ長期間にわたり存

続するという性質を持つことに鑑みれば、債権の原則的な時効期間よりも長期であることが適当と考えられる。また、主観的起算点は、認識の対象を支分権である各定期金を行使することができることとしている。

最後の弁済期が到来し、全ての支分権が発生した以上は、基本権である定期金債権を問題とすることに意味はなく、各支分権の消滅時効のみを観念すれば足りることから、民法第168条第1項後段に独自の存在意義を認める必要はなくなっていると指摘されている。そのため、「最後の弁済期から10年間行使しないときも」定期金債権が消滅することを定めている民法第168条第1項後段について、独自の存在意義が認められないことから削除している。

以上については、法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議部会資料69A・4～7頁及び法制審議会民法（債権関係）部会第92回会議部会資料80-3・1～2頁を参照。

3 天災等による時効の完成猶予

【改正民法の内容】

（天災等による時効の完成猶予）

第161条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第147条第1項各号又は第148条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

天災等による時効の停止を規定する民法第161条について、現在の2週間という時効の停止期間は短すぎるという指摘があることから、その期間を3か月に改めるものである（民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明86頁、中間試案では民法158条から160条を参考に6か月としていたが、最終的には3か月とされた。この経緯については、法制審議会民法（債権関係）部会第92回会議部会資料80-3・5頁を参照。）。

以上

著者略歴

弁護士 平岡弘次

平成5年3月 早稲田大学法学部 卒業（奥島孝康ゼミ（会社法）所属）

平成9年4月 司法研修所 入所（司法修習期：51期）

平成11年4月 若林法律事務所入所（第一東京弁護士会入会）

平成15年4月 一番町綜合法律事務所入所

平成17年12月 日本債権回収株式会社入社

平成21年4月 弁護士法人ほくと総合法律事務所にパートナーとして参画

主要取扱業務

法令等遵守（コンプライアンス）関連業務

商取引法務、契約法務、債権保全及び回収その他企業法務全般、市民法務全般

弁護士 井田大輔

平成17年3月 立教大学法学部 卒業

平成19年3月 中央大学法科大学院 修了

平成19年11月 司法研修所入所（司法修習期：新61期）

平成21年1月 さいたま地方裁判所判事補

平成22年3月 判事補退官

平成22年11月 第一中央法律事務所入所（第二東京弁護士会）

平成26年11月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所

主要取扱業務

民事訴訟、倒産・事業再生分野、企業法務全般、市民法務全般

掲載日：2015年12月11日